

児童・生徒指導 ハンドブック (小・中学校版)

平成 30 年 6 月

神奈川県教育委員会

* 「児童・生徒指導」という用語について、文部科学省では、小学校段階から高等学校段階まで「生徒指導」と用語を統一していますが、県教育委員会では、小学校における「児童指導」と、中学校・高等学校における「生徒指導」と使い分けています。

* 文中では、広く社会一般の中における子どもを対象とする記述には「子ども」、学校の文脈の中における子ども（教職員が働きかける対象としての子ども）については「児童（小学生）・生徒（中学生）」の語を用いています。

ハンドブック作成の趣旨

- いじめ・暴力行為など児童・生徒の問題行動や不登校等の要因・背景は多様化・複雑化し、解決に向けては困難の度合いが増しています。また、教職員の世代交代が進む中、これまで積み重ねてきた児童・生徒指導の基本理念や方法を継承していくことが課題となっています。
- そこで、県教育委員会では、児童・生徒が現在抱えている課題への対応や、教職員で共有・継承していくべき効果的な指導方法等について整理をし、学校現場での事案対応や校内研修等で活用できる指導資料を作成することとしました。

ハンドブックのコンセプト

- 例えば、児童・生徒指導は日々の学校生活のどのような部分を担っているのか、その目的はどこにあるのか等、全ての教職員で共有・継承したい基本理念や具体的な手法、事例等を記載しました。
- 文部科学省の「学習指導要領」や「生徒指導提要」を基盤に、これまで県教育委員会が課題別に作成してきた各種指導資料等を盛り込み、「学級づくり」や「授業づくり」の基本から問題行動や不登校等の防止、対応まで網羅しました。
- 経験の浅い教職員が児童・生徒指導を正しく理解できるとともに、児童・生徒指導のベテランの教職員にも、改めて児童・生徒指導の基本や喫緊の課題への対応等について再認識してもらえる資料を目指しました。

ハンドブックの構成

重点課題編

- 喫緊の課題への対応等について、「トピックス」として巻頭にまとめました。

基本解説編

- 児童・生徒指導の基本について、考え方や具体的な手法、参考事例等をまとめました。

研修資料編

- 学校内での研修・研究等でそのまま活用できるワークシート等を「研修資料」として巻末にまとめました。

はじめに

一人ひとりの児童・生徒が、(将来)自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすること——

「小(中)学校学習指導要領(平成29年度告示)」の前文から

これからの時代を生きる児童・生徒一人ひとりに「新しい時代に必要となる資質・能力」を培う上で、学習指導とともに大きな役割を担うのが児童・生徒指導です。各学校においては、児童・生徒の実態を踏まえ、児童・生徒指導の視点を大切にして、社会に開かれた教育課程の実現を目指しましょう。

このガイドブックには、これまで各学校で成果を上げた児童・生徒指導の手法や事例を記載しました。しかしながら、「やり方」は学校の実情によって異なります。本文中に掲載した「チェックリスト」も、参考とすべき一つの視点です。「これをやるのがノルマ」といった捉えでは、児童・生徒指導の力は高まりません。

肝心なのは、一人ひとりの教職員が、問題に対して「何か変だぞ」と気付く感覚を持ち、その問題を見過ごさず、職員室で共有し、話し合い、どう解決していくか整理し、関係諸機関とも連携して行動する。そう取り組んでいるうちに、また「問題」が起こり、今度は、前回の解決策をヒントにして、新たな解決策を生み出していく…こうした取り組みの積み重ねが見られる学校こそ、児童・生徒指導の力が高まる学校と言えるのではないのでしょうか。

何よりも、教職員が「問題」を、自分のこととしてとらえ、「解決したい」という強い気持ちがなければ、「気付き」もしないし、解決に向けた「対話」も生まれません。常に中心に「子ども」を据えて、対話にこだわり、話し合いのできる風土こそが次につながる力となるのではないかと考えます。

「問題」が起こった時こそ、児童・生徒と本音で語り合え、本質が学び合え、心がつながる機会が来たと捉えましょう。「なぜいじめたくなったのか、どうすれば良かったのか」「学校とは何か」「学ぶとは」「友達とは」「生きるとは」……

児童・生徒指導は「元気」を培うこと。教職員の元気が、児童・生徒の元気や笑顔を導きます。このハンドブックが教職員の皆さんの元気の一助になることを願っています。

平成30年6月

神奈川県教育委員会 教育局
支援部 子ども教育支援課長

目次

重点課題編

I いじめ対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
1 いじめの認知・・・・・・・・・・・・・・・・	7
2 いじめの早期発見・・・・・・・・	9
3 いじめの初期対応・・・・・・・・	15
4 いじめの未然防止・・・・・・・・	21
II 暴力行為対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・	24
1 暴力行為の捉え・・・・・・・・	24
2 暴力行為の初期対応・・・・・・・・	25
3 暴力行為の未然防止・・・・・・・・	25
III 不登校対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・	27
1 不登校の定義と現状・・・・・・・・	27
2 不登校対策の基本・・・・・・・・	28
IV 「学級崩壊」対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・	33
1 「学級崩壊」の定義と現状・・・・・・・・	33
2 「学級崩壊」の改善・・・・・・・・	33
3 「学級崩壊」の未然防止・・・・・・・・	40
V 法的視点を踏まえた児童・生徒指導 ・・・・・・・・	50
1 校則について・・・・・・・・	50
2 懲戒について・・・・・・・・	51
3 体罰の禁止・・・・・・・・	52
4 出席停止・・・・・・・・	55
5 警察等との連携・・・・・・・・	56
VI 支援教育 ・・・・・・・・・・・・・・・・	59
1 支援教育とは・・・・・・・・	59
2 様々な児童・生徒への支援・・・・・・・・	67
トピックス<県教育委員会の取組から> ・・・・・・・・	76
1 「いのちの授業」・・・・・・・・	76
2 自己肯定感を高めるための支援プログラム・・・・・・・・	77

基本解説編

I 児童・生徒指導の基本 ・・・・・・・・・・・・・・・・	79
1 児童・生徒指導とは・・・・・・・・	79
2 自己指導能力の育成・・・・・・・・	81
3 児童・生徒理解・・・・・・・・	83
4 集団指導と個別指導・・・・・・・・	84

II 児童・生徒指導の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85

- 1 魅力ある学校づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85
～「居場所づくり」と「絆づくり」～
- 2 学級づくり・授業づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88
- 3 特別活動・道徳教育と児童・生徒指導・・・・・・・・・・ 104
- 4 教育相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 106
- 5 チームによる支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 114
- 6 スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・ 115
- 7 スクールソーシャルワーカーとの連携・・・・・・・・・・ 120
- 8 関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 124
- 9 フリースクール等との連携・・・・・・・・・・ 133
- 10 家庭や地域との連携・協働・・・・・・・・・・ 136

III 課題別の対応・指導・支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 137

- 1 喫煙、飲酒、薬物乱用・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 137
- 2 少年非行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 139
- 3 インターネット・携帯電話等に関する課題・・・・・・・・・・ 141
- 4 性に関する課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 145
- 5 自殺・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 147
- 6 児童虐待・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 149

研修資料編

I 児童・生徒指導に関する事例検討研修会のすすめ・・・・・・・・・・ 153

II いじめに関する研修ツール・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 160

重点課題編

喫緊の課題への対応等について、
重点課題としてまとめました。

重点課題Ⅰ いじめ対策

- 平成25年の「いじめ防止対策推進法」の制定に伴い、日本の全ての学校（小・中・高・特別支援）に「学校いじめ防止基本方針」の策定が義務付けられました。皆さんの学校の「学校いじめ防止基本方針」は、実効性のあるものになっているでしょうか。
- いじめ対策については、全ての教職員及び児童・生徒、保護者・地域の方々と毎年度点検し、見直しながら取り組んでいきましょう。

1 いじめの認知

■「いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる」？

- 教職員の皆さんは、この言葉をどのように受け止めているでしょうか。例えば、「そのとおりだと思う。」「少し大きな気がする。どの子どもにもとは言えない。」「起こりうることは間違いない。ただし、ウチの学校（学級）では起きない。」等、様々な受け止め方があるのではないのでしょうか。

■いじめの定義を再確認しましょう。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法第2条第1項

- いじめの定義には、
 - 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童・生徒であること
 - AとBの間に一定の人的関係が存在すること
 - AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
 - 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていることという4つの要素しか含まれていません。
- かつてのいじめの定義には「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」との要素が含まれていましたが、法律上の定義にそれらの要素は含まれていないことに留意してください。

■「いじめ認知」判断の基準は共通認識されていますか？

- 教職員一人ひとりで、「いじめ認知」の捉え方に、差やズレはないでしょうか。「こんな事案までいじめと数えたら一体何件までふくれあがるのか」「一回きりだからいじめとして認知するのはいかがなものか」といった声を聞くことがよくあります。
- 教職員の皆さんは、これまで「いじめ事案」に一生懸命に対応する中で、いじめ問題に的確に対処する力を身に付け、また、それぞれの「いじめ」の捉え方もたれています。しかし、このことは、基準のばらつきにもつながっていきます。
- 確かに、初期段階のいじめは子どもたちだけで解決できることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切です。しかし、過去のいじめ事

案を見ると、いじめはほんの些細なことから予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあるのも現実です。

- いじめ防止対策推進法ではこうした過去の教訓を重く受け止め、いじめが定義付けられました。

■具体的な事例で確認しましょう。

事例

体育の時間にバスケットボールの試合をした際、球技が苦手なBはミスをし、Aからミスを責められたり他の同級生の前でばかにされたりし、それによりBはとても嫌な気持ちになった。見かねたCが「それ以上言ったらかわいそうだよ」と言ったところ、Aはそれ以上言うのをやめ、それ以来、BはAから嫌なことをされたり言われたりしていない。その後、Bもだんだんとバスケットボールがうまくなっていき、今では、Aに昼休みにバスケットボールをしようと誘われ、それが楽しみになっている。

この事例のA君の行為は、定義に照らしていじめに該当するものと考えられます。

■「いじめの芽」や「いじめの兆候」をどう捉えますか？

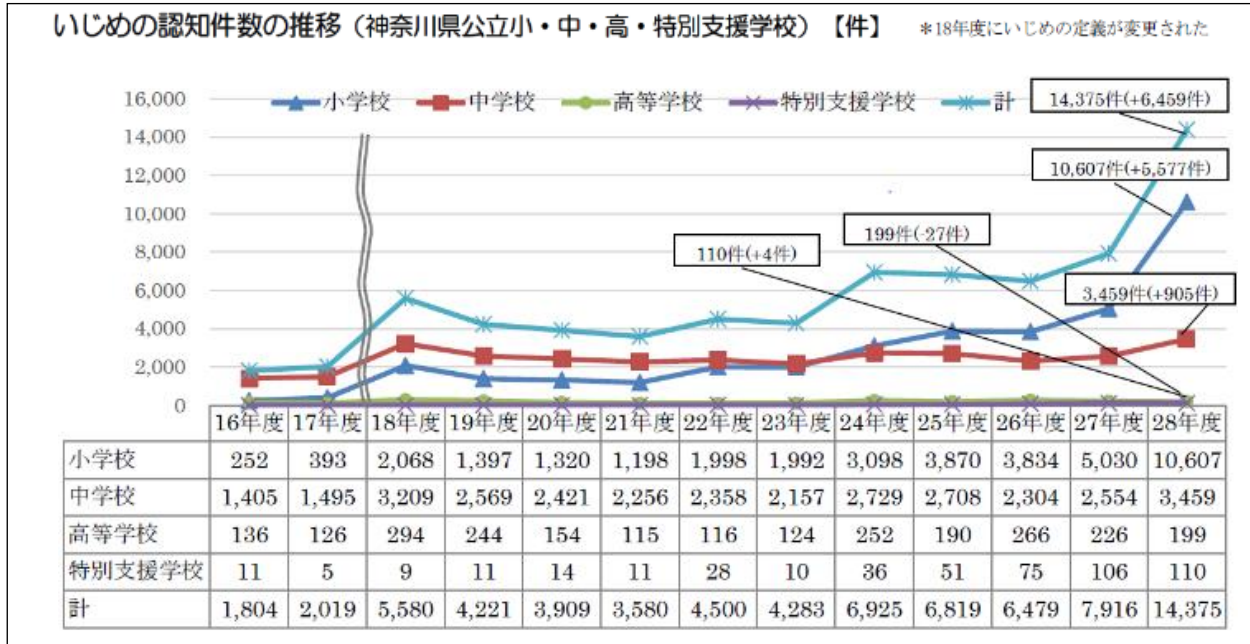
- 「いじめの芽」や「いじめの兆候」といった言葉が、例えば「いじめやその兆候を早期の段階で把握するよう努めた。」などとよく使われます。いじめを見落とさないためにも、「芽」や「兆候」についても定義に従い、いじめとして認知しましょう。

■いじめの認知件数が多いことをどう考えますか？

- 法律上のいじめに該当する事象は、成長過程にある児童・生徒が集団で学校生活を送る上でどうしても発生します。したがって、いじめの認知件数が多い学校は、教職員の目が行き届き、対応できていると考えられ、反対に、いじめの認知件数が極めて少ない学校は、いじめを見逃していないか、再点検が必要です。
- いじめの認知件数が増えても保護者や地域の方々が不安に思わないよう、普段から「学校いじめ防止基本方針」により、いじめの定義や認知の仕方等について周知しておくことが大切です。

■組織で認知し、対応しましょう。～ひとりで抱え込まない～

- いじめではないかと疑われる事案に接したときは、学校に設置されている「いじめの防止等の対策のための組織」に必ず報告・連絡・相談し、組織として認知や対応を行きましょう。
- 日々発生する事案全てについて、全メンバーが集合しなくても機動的な対応が取れるよう、組織のメンバーの中から情報集約担当を決めたり、パソコンで共用のデータベースを作成したりするなど、各学校で工夫をし、決して「ひとりで抱え込むことがない」仕組みをつくりましょう。
- 組織がしっかりと機能するためには、誰もが自由に発言できることが大切です。事案に対応する中で迷う時には「これでいじめを受けている児童・生徒を本当に守ることができるか」とシンプルに考え、疑問が心をよぎったときは、「この対応でいいんですか？」とためらわずに発言しましょう。こうした行動が、いじめが重大な結果に至ることを防ぎます。



2 いじめの早期発見

■ 児童・生徒のサインを見逃していませんか？

○ いじめは、どのクラスにも、どの児童・生徒にも起こりえます。例えば、次のような場面など、日頃から児童・生徒の様子をきめ細かく把握しましょう。

<登校時・朝の会>

- 遅刻・欠席（ぎりぎりの登校）
- 表情が暗く元気がない・無理に明るい
- あいさつの声が小さい（しない）・いつもと違う
- 体調不良を訴える

<授業中>

- 忘れ物が増えた
- 成績や学習意欲が低下する

<休み時間>

- 一人で過ごしている
- 遊びと称して友達とふざけあっているが、表情がさえない
- トイレ等にこもっていることが多い
- ケガや傷が多い、服を汚す
- 教員にまとわりつく、寄ってくる

<昼食時>

- 食欲がない

<帰りの会・下校時>

- なかなか下校しようとしな
- あわてて下校する

<部活動>

- 欠席が増える
- 参加意欲が低下している

<学校生活全般>

- 保健室によく行くようになる
- 弱いものにあたる
- ある子の所にゴミが置かれている。
- 衣服に足跡などがついている

子どものサインを見逃さない！

- いじめを受けている？
- いじめをしている？

<朝>

- いつもと違う友だちと登校する
- いやがっている友だちにじれながら登校する
- 挨拶すると目を伏せる

<授業中>

- グループになると不安な顔をする
- 字が丁寧でなくなる
- 文房具が頻繁に新しくなる
- 見えないように手紙を回す

<休み時間>

- ひとりになれる場所をさがす
- 職員室付近をふらふらしている
- 「遊ぼうぜ」と無理やり誘う

<給食・昼食>

- 割り当てでない物を運んでいる
- お弁当のおかずをひやかす
- グループでも誰とも話さず食べている
- 片づけをおしつける

<清掃>

- 人の嫌がる仕事ばかりしている
- 清掃時間にいない
- 清掃分担と違う場所を掃除している
- 自分ではやらずに特定の人に指示する

<放課後・部活動>

- 片づけをよく一人でやっている
- 携帯電話をしきりに気にする
- 部活動をやめたいと言いつ
- 部活動中、練習相手を一方的に決める

<学校生活全般>

- 保健室によく行くようになる
- 衣服に足跡などがついている
- 特定の人に対しひやかす、からかう
- ものがよくなる
- ある子の所にゴミが置かれている
- 自分より弱いものにあたる

■発見しにくい「いじめ」に注意！

神奈川県教委「学校のいじめ初期対応のポイント」(H25) より

<グループ内でのいじめ>

普段子どもたちは互いにふざけたりじゃれあったりしていますが、遊びの中に一定のルールがあり、平等に役割の交代があります。遊び仲間のグループ内でのいじめでは、ふざけ、いじわる、からかいなどで役割が交代せず、次第に支配・服従の関係ができ、特定の子どもがコントロールされるような状況に陥ります。その後、暴力行為など、いじめがエスカレートしていきます。見えにくい遊び仲間のグループ内でのいじめについてもサインを見逃さず、早期にいじめを発見し、適切な指導をすることが重要です。

<「いじる」「いじられる」>

自分の失敗や欠点をわざと言って受けをねらう「いじられる」行為、それをあげつらって笑う「いじる」行為は、時として「公然と行われるいじめ」になります。いじる側に悪意があったとしても、笑いを取るためと正当化され、いじられる側も拒否しにくくなり、次第にエスカレートします。不適切なコミュニケーションを「いじり」として容認せず、適切なコミュニケーションについてしっかり指導する必要があります。

<インターネットを介したいじめ>

ネット上のいじめは短時間で不特定多数が関与する可能性があり、本人の自覚のないうちに深刻な状況に陥ります。掲示板、ブログ、プロフィールサイト等への誹謗中傷の書き込みやメール送信等、ネット上のトラブルを防ぐには、情報モラル教育の充実とともに、家庭での取組みが欠かせません。家庭内でのルールづくりやフィルタリングによる安全対策の徹底を啓発する必要があります。

■いじめのメカニズムを知っておこう。

<いじめのメカニズム>

大阪市立大学名誉教授の森田洋司氏によると、いじめはいじめの「被害者」、いじめの中心の「加害者」、いじめを面白がる「観衆」さらに「傍観者」の四層構造から成立していると考えられています。この構造では、観衆は直接は自分で手をださず、周りでおもしろがりはやしたてていじめを積極的に認める「いじめの加担者の役割」を果たし、傍観者はいじめを見て見ぬ振りをして「いじめを黙認し支持する役割」を果たします。しかし、傍観者がいじめを批判的にとらえ、軽蔑し、仲裁者になるといじめの大きな抑制力となります。したがって、指導するうえで重要なのは「観衆」と「傍観者」です。いじめを「加害者」「被害者」の個人の問題としてではなく、集団の問題と受け止め、周りの子どもたちが集団の一員の責務として問題の解決にあたらうとする態度を育てる必要があります。また、見えにくいいじめの早期発見のためにも、いじめられた子だけでなく、周りの子どもたちが教師に相談しやすい関係を作ることが大切です。



■ 「いじめ把握のアンケート」とは

- 各学校では、いじめの早期発見・早期対応や、いじめ防止の啓発をねらいとして、学期に1回程度の「アンケート調査」を実施しています。アンケートによって児童・生徒の状況を正確に把握するためには、現在の方法や内容が適切であるかを常に問い直すことが大切です。

「いじめ」を明記するかどうか

- 「気になること・いやなことはありませんか」など、あえて「いじめ」という言葉を使わない方法もあります。文中に「いじめ」の文字を入れることにより、かえってアンケートに対して子どもたちが警戒心や抵抗感を強く持つ場合が考えられるからです。
- 一方で、学校の状況によっては「いじめ」という言葉をあえて使用し、定期的にアンケートを行うことで、児童・生徒に「いじめは絶対に許されない行為であること」「学校がいじめをなくそうとしていること」、また、アンケートの項目にある行為が「いじめ」であることを、児童・生徒に認識させることを目的として実施する場合があります。

記名か無記名か

- より正確な回答が得られやすいという点では「無記名アンケート」が有効です。この場合、誰がいじめの被害者か加害者かを知ることが目的ではなく、現在いじめがどの程度起きているのか、これから起こりそうなのかを把握し、その結果に基づいて、起きているいじめに対応すると共に、いじめが起きにくくなるような取組みを意図的・計画的に行うこと、また、取組みの成果を評価し改善するためにも役立ちます。

アンケートにメッセージや相談機関を

- アンケートに教職員からのメッセージや相談機関の連絡先等を盛り込むことは有効です。

<メッセージ例>

〇〇学校は、「だれにとっても」「安全・安心で」「充実した学びの場」となる学校をめざしています。
もし、学校生活の中で、いやな思いをしたり、困っていたり、苦しんでいた人がいたら、ぜひ知らせてください。
学校生活をふりかえって、あなたが感じたことや目にしたことを、ありのままに教えてください。
このアンケートは、担任の先生だけでなく、校長先生や学校の先生みんなで確認します。
また、答えにくいときは、だれか相談しやすい先生や大人、相談窓口にご相談ください。
〇〇学校 校長

<メッセージ例>

みなさんへ
～今、人がいやがることをしている人はすぐにやめてください。～
「人がいやがることなどないようにしよう」という気持ちを持とう。
～今、困ったり苦しんだりしている人は、周囲の大人にすぐに相談してください。～
「誰にでも助けてもらおう」という気持ちを持とう。
～何か変だな気がいたら、勇気を持って周囲の大人に伝えてください。～
「困っている人や苦しんでいる人がいたら、必ず助けてやろう」「自力で助けられないときは、誰かに言って助けてもらおう」という気持ちを持とう。

■ 何か気づいたことがあったり、嫌な思いをしたり、困ったことがあったら相談してみよう

<学校内> 担任 養護教諭 学年の先生 教科担当の先生
スクールカウンセラー など

※ スクールカウンセラーに相談したいときは〇〇先生まで

<学校外> 24時間子どもSOSダイヤル（教育相談センター） 0466-81-8111

ユーステレホンコーナー（県警察少年相談・保護センター）

0120-45-7867

045-641-0045

人権・子どもホットライン（県立総合療育相談センター）子ども専用電話

0466-84-1616

子どもの人権110番（横浜地方法務局人権擁護課）

0120-007-110

神奈川県教委「いじめ早期発見・早期対応のためのアンケートについての配慮事項」（H25）より

回答方法 ～選択肢の形式を中心に～

- 文章記述を求める質問は回答の時間差を生み、児童・生徒が「何かを書いている」と周囲に知られることで正確な情報を得ることができなくなる恐れがあるので、選択肢から選ぶなどの形式にします。
- 無記名アンケートで緊急性のある事案に対して迅速に対応するためには、「出席番号の記入欄」を設けるなどします。

アンケートの実施にあたって

- ▶ アンケート実施の際は、児童・生徒一人ひとりの間に、物理的スペースを十分にとり、回答中はよそ見をしない、私語はしない、回答したことは他人に話す必要はない、記入が終わっても、回収するまでは表紙や裏表紙を読み静かに待つ等、児童・生徒に対して、アンケートを行う上での注意事項を徹底しましょう。
- ▶ アンケートは全員の記入が終わるまで待ち、必ず担任が回収するようにしてください。場合によっては、家庭に持ち帰って記入し、後日封筒に入れて回収する等の方法も考えられます。また、「相談ポスト」を設置したり、担任以外の誰にでも相談できる機会を設けるなど、いつでも、誰にでも相談できるようにすることも大切です。

【参考】 アンケート等で発見しようとすることの限界

国立教育政策研究所「生徒指導リーフ」より

- 「学校いじめ防止基本方針」の中に、「早期発見」の取組として、記名式のアンケートや心理検査、定期教育相談などを記載している学校は少なくありません。しかしながら、それらによって「早期発見」が成功するのは、年に数回のそうした機会に偶然いじめが進行中で、しかも児童生徒がそれを正直に訴えてきた場合のみに過ぎません。
- 「暴力を伴わないいじめ」の場合、いつ、どこで、誰の身に起きても不思議ではなく、しかも被害者も加害者も大きく入れ替わり、同じ児童・生徒が常習的に巻き込まれている割合は決して多くはありません。例えば、「5月に実施して被害の訴えがなければ、その後半年間くらいは大丈夫」などといった考えは通用しないのです。定期的なアンケート等で偶然発見できた（訴えのあった）中途半端な被害者リストに依存することで、そこに現れなかった（訴えのなかった、訴えられなかった）いじめを見過ごしかねない危険性に気付きましょう。
- いじめの早期発見というと、いじめられそうな子・いじめそうな子を見付け出すという、「犯人捜し」的な発想に陥りがちです。しかし、全ての児童・生徒がかなりの頻度で被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえるなら、全ての児童・生徒について、ふだんから観察を怠らないこと、そしてささいな変化であっても見落とさないことが、大切と言えます。

【参考】いじめアンケートの例

.....

学校として、子どもたちが「こういう気持ちをもつようにしよう」というメッセージを示してください。

〇〇〇学校のみなさんへ

～今、人がいやがることをしている人はすぐにやめてください。～
「人がいやがることなどしないようにしよう」という気持ちを持とう。

～今、困ったり苦しんだりしている人は、周囲の大人にすぐに相談してください。～
「誰にでも助けてもらおう」という気持ちを持とう。

～何か変だなと気がいたら、勇気を持って周囲の大人に伝えてください。～
「困っている人や苦しんでいる人がいたら、必ず助けてやろう」「自力で助けられないときは、誰かに言って助けてもらおう」という気持ちを持とう。

.....

■ 何か気づいたことがあったり、嫌な思いをしたり、困ったことがあったら相談してみよう

<学校内> 担任 養護教諭 学年の先生 教科担当の先生
スクールカウンセラー など
※ スクールカウンセラーに相談したいときは〇〇先生まで

<学校外> 24時間子どもSOSダイヤル（教育相談センター） 0466-81-8111
ユーステレホンコーナー（県警察少年相談・保護センター）
0120-45-7867
045-641-0045
人権・子どもホットライン（県立総合療育相談センター）子ども専用電話
0466-84-1616
子どもの人権110番（横浜地方法務局人権擁護課）
0120-007-110

学校の状況により必要に応じて加筆修正してください。

この内容は〇〇（教室等）に掲示しています。

学校の状況により必要に応じて加筆修正してください。

.....
(真中で山折り)

表の面はこのとおり印刷し、裏面のアンケート部分を上下逆に印刷して二つ折りにすると、表紙、アンケート、裏表紙とめくることができ、中のアンケートの記述が見えないようにできる。あらかじめ二つ折りの形で配付するのがよい。

.....

解説 気になること・いやなことはありませんか

〇〇〇学校は、「だれにとっても」「安全・安心で」「充実した学びの場」となる学校をめざしています。

もし、学校生活の中で、いやな思いをしたり、困っていたり、苦しんでいたたりしている人がいたら、ぜひ知らせてください。

学校生活をふりかえって、あなたが感じたことや目にしたことをありのままに答えてください。それがいじめ解決のための第一歩となります。

このアンケートは、担任の先生だけでなく、校長先生や学校の先生みんなで確認します。

また、答えにくいときは、だれか相談しやすい先生や大人、相談窓口にご相談してください。

学校名や校長名を入れ、学校の教育目標を文章に盛り込む等、学校として子どもたちに伝えたいメッセージを示してください。 〇〇〇学校 校長

今の学年（学期）になってからのことで、当てはまる方に○をつけてください。（授業中や部活動、放課後などを含む）

必要に応じて修正してください

年 組 性別

【自分のことについて】

- 1 すれちがうときにおおげさによけられる
- 2 とりの人につくえをはなされる
- 3 なかまはずれにされたり、むしされたりする
- 4 おかしくないのに笑われる
- 5 変なあだなをつけられたり、変な呼び方で呼ばれたりする
- 6 いじられたり、からかわれたり、悪口を言われる
- 7 いやなことを言われたり、ばかにされたりする
- 8 かるくぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりする
- 9 ひどくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりする
- 10 役割や当番などをおしつけられたり、かばんを持たされたりする
- 11 おどすようなことを言われたり、危険なことをさせられたりする
- 12 服を脱がされるなど、はずかしいことをさせられる
- 13 メールやネット上のサイト、携帯電話などで、変なことが書かれている
- 14 自分のものをかくされたり、乱暴に扱われたり、こわされたりする
- 15 お金やものをとられたり、おごらされたりする
- 16 }
- 17 }

一つひとつは些細なことでも積み重なることで重大ないじめになることを踏まえています

「名誉毀損」「侮辱」
(刑法第 230 条、231 条)

暴行 (刑法第 208 条) 傷害 (刑法第 204 条)

「強要」 (刑法第 223 条) 「強制わいせつ」 (刑法第 176 条)

「窃盗」 (刑法第 235 条) 「器物損壊等」 (刑法第 261 条) 「恐喝」 (刑法第 249 条)

学校の状況により、必要な項目を増やしたり減らしたりしてください。

【自分のことについて】と同じ項目をたずねています。結果の比較等に活用することができます。

【周りの人のことについて】

■ された人が平気な様子をしていたり、「大丈夫」といっていても、1 回でも次のことが起こっていたら○をつけてください。

- | | | | | |
|----|--|-------|----|-----|
| 1 | すれちがうときにおおげさによけられている人がいる | | いる | いない |
| 2 | とりの人につくえを離されている人がいる | | いる | いない |
| 3 | なかまはずれにされたり、むしされたりしている人がいる | | いる | いない |
| 4 | おかしくないのに笑われている人がいる | | いる | いない |
| 5 | 変なあだなをつけられたり、変な呼び方で呼ばれたりしている人がいる | | いる | いない |
| 6 | いじられたり、からかわれたり、悪口を言われている人がいる | | いる | いない |
| 7 | いやなことを言われたり、ばかにされたりしている人がいる | | いる | いない |
| 8 | かるくぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりしている人がいる | | いる | いない |
| 9 | ひどくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりしている人がいる | | いる | いない |
| 10 | 役割や当番などをおしつけられたり、かばんを持たされたりしている人がいる | | いる | いない |
| 11 | おどすようなことを言われたり、危険なことをさせられたりしている人がいる | | いる | いない |
| 12 | 服を脱がされるなど、はずかしいことをさせられている人がいる | | いる | いない |
| 13 | メールやネット上のサイト、携帯電話などで、変なことが書かれている人がいる | | いる | いない |
| 14 | 自分のものをかくされたり、乱暴に扱われたり、こわされたりしている人がいる | | いる | いない |
| 15 | お金やものをとられたり、おごらされたりしている人がいる | | いる | いない |
| 16 | 泣いている人がいる | | いる | いない |
| 17 | 学校の状況により、必要な項目を増やしたり減らしたりしてください。 | | | |

■ 気になることや感じていることを 3 行以上書いてください。

自由記述は子どもたちが記述する時間差を生みます。子どもたちにとって、「あの子はなにか書いている」と悟られることは、書きたくても書けない状況を生みます。そこで、時間をそろえ、全員が書く状況を設定するために「3 行以上」としています。

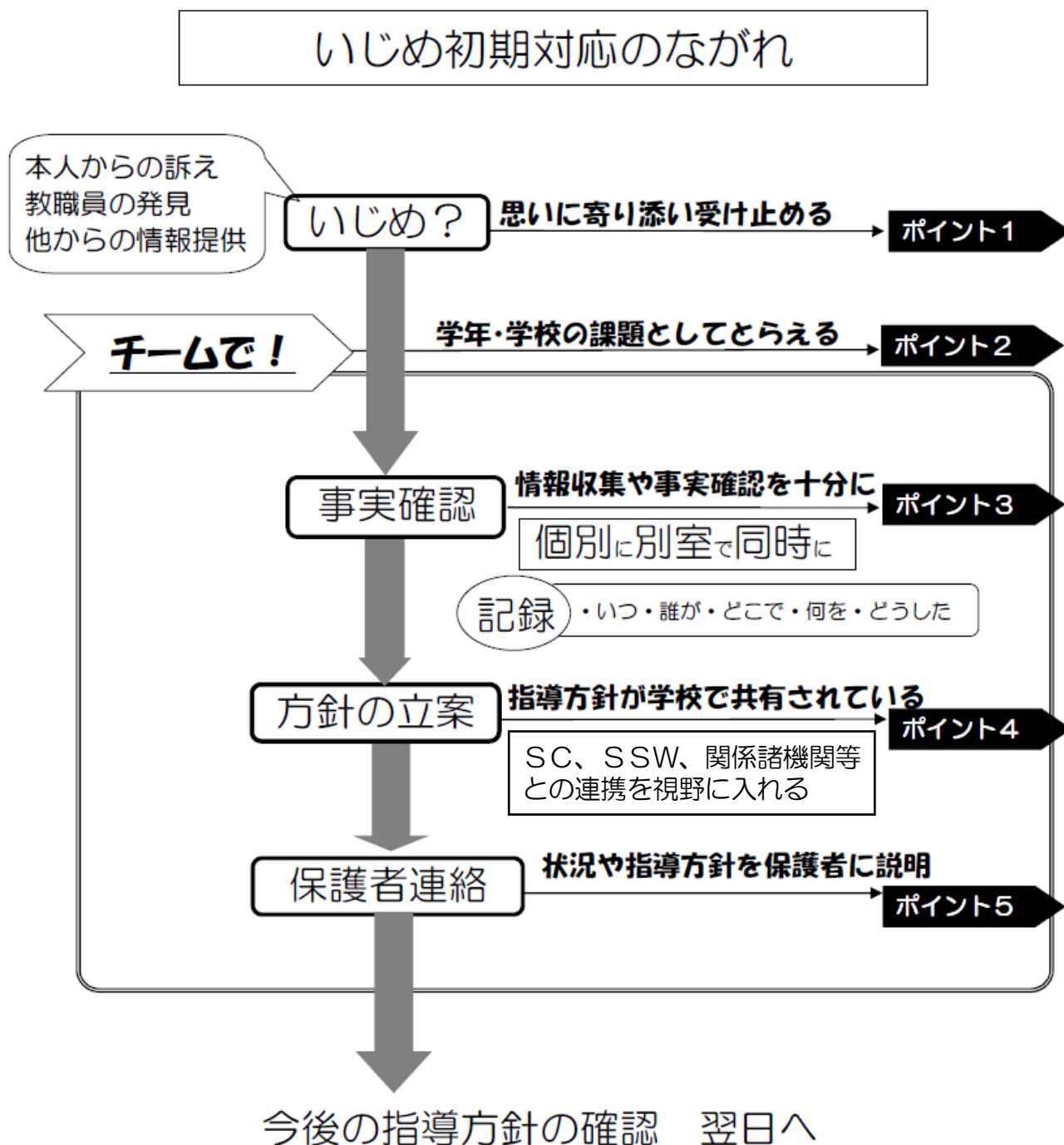
■ 相談したいことがある人はここに出席番号を書いてください。

3 いじめの初期対応

■初期対応の流れを確認しましょう。

- いじめが重篤化・長期化しないために最も重要なのが「初期対応」です。学校が「いじめではないか」と捉えた時に、次のような手順で対応することが考えられます。

神奈川県教委「学校のいじめ初期対応のポイント」(H25) より



■初期対応のポイントを確認しましょう。

ポイント1 ▶ **いじめ？**

児童・生徒の不安、保護者の**思いに寄り添い受け止める**

発見者

- いじめかな？と思ったら、まずその子に関わって、しっかり受け止める。
- いじめを受けている児童・生徒本人からの訴えや、保護者からの訴えがあった場合は、十分に聞き取る。
⇒ 不安やつらさをしっかりと受け止めることが、安心感や信頼感につながる。

職員チーム

- いじめを受けている児童・生徒を「絶対に守る」こと、そのためには校内の先生方と一緒に対応することを伝える。
- 関係者がチームを作り、すぐに
 - ・ いじめを受けている児童・生徒の心のケアをする。
 - ・ 登下校も含めた学校生活を見守り、安全を確保するための役割分担を行う。

ポイント2 ▶ **チームで！**

起きている問題を**学年・学校の課題としてとらえる**

発見者

- 「まずは伝えること！」
いじめではないかととらえた時点で一人で抱え込まず、周囲に相談する。
(学年、児童生徒指導担当、管理職等)
- 日頃からのチームをもとに、事案に応じて関係者がチームを作る。
(例：担任、学年、児童指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー)

職員チーム

- ＜チームのメリット＞
- ・ 多様な情報が得られる
 - ・ いろいろな視点から物事を分析できる
 - ・ 構成メンバーの持ち味が活かせる

リーダー

- 中心的な役割（以下、リーダーという。）を決める。
(児童・指導担当、教育相談コーディネーター、学年主任などより)

- リーダーの役割として考えられること
 - ・ いじめを受けている児童・生徒の安全確保
 - ・ 情報収集・事実確認の役割分担
 - ・ 関係児童・生徒から収集した情報の集約
 - ・ 指導方針の立案や指導の役割分担
 - ・ 保護者への説明内容の確認
 - ・ その日の対応についてのまとめ など

ポイント3

事実確認

情報収集や事実確認を十分に行う

職員
チーム

- チームで事実確認の方法と役割分担を確認する。
 - ・ 誰に対してどのような方法で（聞き取り・アンケートなど）
 - ・ 役割分担（いつ・どこで・誰が・誰に対して）

<事実確認において留意すること>

- ・ 時間帯 聞き取りを行うのは原則として学習権を侵害しない時間帯に（休み時間・放課後など）
- ・ 場所 目立たない場所で
- ・ 聞き方 加害・被害ともに事実をしっかりと聞く
- ・ 記録 必ず記録する（様式例）事実確認シート

対象者氏名	〇〇〇〇	（加害者・被害者・目撃者）該当に○	
記録者氏名	〇〇〇〇	聞き取り日時	〇月〇日：～： 場所
いつ	どこで	だれが	どんなことを
5/1	教室 体育館	A B・C	数回たたいた。 にらみ、悪口を言った。

■ 聞き取りの留意点！

- ① **一度目の聞き取り**
一度目の聞き取りを、時間を決め分担して**個別に別室で同時に実施**（リーダーは待機）
- ② **集約**
決められた時間になったら、集まって、聞き取った内容をリーダーに報告（このときに聞き取りを行っている児童・生徒はその場に**待機**させる）
- ③ **再確認**
食い違う点について**再度聞き取る**

※ 集約した内容が一致し事実確認ができるまで、①～③を繰り返す。

※ ケースによって、対応は臨機応変に！！

<情報収集・事実確認の例>

① 一度目の聞き取り

対象者氏名 Aさん		(加害者・ 被害者 ・目撃者) 該当に○	
記録者 山田		聞き取り日時 ○月○日13:00~13:10 場所 図書準備室	
いつ	どこで	だれが	どんなことを
○月△日 から	登校時	Bさん Cさん	待ち合わせをしているが、先に行ってしまう。 話しかけても無視する。
	教室	Bさん Cさん	
対象者氏名 Bさん		(加害者・ 被害者 ・目撃者) 該当に○	
記録者 川上		聞き取り日時 ○月○日13:00~13:10 場所 図工準備室	
いつ	どこで	だれが	どんなことを
○月×日	放課後	Aさん	何もしていない。

再確認



② 集約

決められた時間になったら、集まって、聞き取った内容をリーダーに報告。このときに聞き取りを行っている児童・生徒はその場に待機させる。

③ 再確認 (下線は再度の聴き取りで得た内容を加筆)

対象者氏名 Aさん		(加害者・ 被害者 ・目撃者) 該当に○	
記録者 山田		聞き取り日時 ○月○日13:15~13:25 場所 図書準備室	
いつ	どこで	だれが	どんなことを
○月△日 から	登校時	Bさん Cさん	待ち合わせをしているが、 先に行ってしまう。 話しかけても無視する。Cさんに話しかけるとBさんが連れて行ってしまう。
	教室	Bさん Cさん	
対象者氏名 Bさん		(加害者・ 被害者 ・目撃者) 該当に○	
記録者 川上		聞き取り日時 ○月○日13:15~13:25 場所 図工準備室	
いつ	どこで	だれが	どんなことを
○月×日	放課後	Aさん	家に帰ってからAさんから電話があり「やっぱり遊べない」と言われた。
○月△日	登校時	自分	だからCさんに「Aさんとは話さないほうがいいよ。」と言い、登校時に離れて歩いた。

加筆

加筆

ポイント4 方針立案

指導方針が学校で共有されている

職
員
チ
ー
ム

- 事実確認ができれば、それをもとに指導方針を立案し、チームで共有する。
- 立案にあたって、次のことに留意する。
 - <被害児童・生徒>
 - ・ 本人の安全確保、心のケアと継続的な見守りの視点
 - ・ 本人や保護者とのこまめな情報交換
 - <加害児童・生徒>
 - ・ その行為は人権侵害であるという毅然とした指導
 - ・ 本人が抱える思いを受け止め、問題行動の背景や要因を探る
 - ・ 保護者へのこまめな連絡により家庭と学校の指導の連携を図る
- 初期対応は次の視点を忘れずに指導する。

このできごとを通して、教育として「子どもたちに何を学ばせたいか」

<被害児童から訴えがあった場合の指導方針の例>

被害 児童・生徒	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害児童・生徒の思いをていねいに聞き取る。「困っていること」を聞く。(〇〇：担任など、役割分担を記入) ・ 被害児童・生徒の安全を守る見守り体制をつくる。(〇〇・〇〇)
加害 児童・生徒	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加害児童・生徒に対し、被害児童・生徒が「困っていること」(またはそう思われる可能性のあること)をすぐにやめるように指導する。 ・ その行動をとった理由や気持ちを聞く。(〇〇) ・ 加害児童・生徒のとった行動は絶対にすべきでないことを指導する。(〇〇) ・ 「どうすべきだったか」という謝罪の気持ちをつくり、今後は「どうすればよいか」という前向きな姿勢をつくる。(〇〇)
周囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでのいじめに関するアンケートをチェックし、本事案に関する記載やその他気になる記載について再確認する。(各担任)
保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害及び加害児童・生徒の保護者への説明内容(客観的事実・指導方針・現状・家庭での支援の依頼)の確認(〇〇・〇〇) ・ 家庭訪問(又は電話)で保護者に説明(〇〇)

ポイント5

保護者連絡

現在の状況や指導方針について説明

職員チーム

- 直接、保護者へ説明。家庭訪問。電話連絡。
- 事実についての説明には、推測や個人的な解釈は交えない。
- 保護者の話はていねいに受け止め、安心感が持てる話し方をする。
- 随時経過を報告することを約束する。
- 学校だけでなく、家庭での指導についても「一緒に考えましょう」という姿勢で！
⇒ 保護者との信頼関係づくりへつながる。



■ 今後の指導方針の確認 翌日へ

リーダー

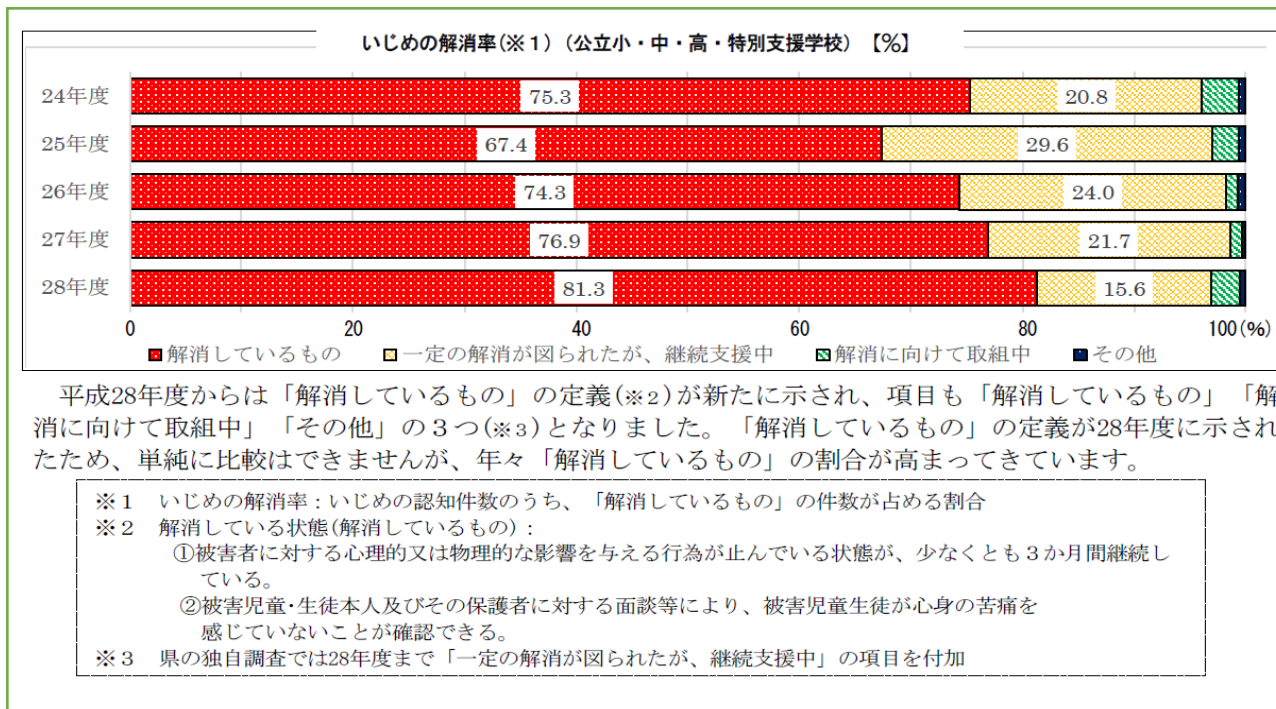
- 本日の対応についてリーダーがまとめ、翌日の指導につなげる。
 - <指導の状況>
 - <保護者説明の状況>
 - ・ やり取りの内容
 - ・ 保護者の受け止め方
 - ・ 家庭での指導の協力
 - <アンケート再確認の状況>

学校

- 確認する視点。
 - ・ 子どもへ直接かかわる先生の動き
 - ・ 学校として（管理職）の役割
 - ・ PTA、SC、SSW、関係諸機関等との関わり

【参考】いじめの解消率

平成28年度神奈川県児童・生徒の問題行動等調査



4 いじめの未然防止「いじめを起きにくくする」

■「居場所づくり」とは

- 冷やかしかやからかい等のささいな行為であっても、学級や学校によっては、多くの児童・生徒を巻き込んで被害者を追い込む深刻ないじめへとエスカレートすることがあります。ささいな行為が簡単に燃え広がってしまう学級や学校の風土を潤いに満ちたものに変え、いじめが広がりにくい、深刻化しにくい風土へと変えていく取組みが、“居場所づくり”です。
- 児童・生徒が安心できる、自己存在感や充実感を持てる、そんな場所を提供できるように授業づくりや集団づくりを行うことで、学校生活が原因となる児童・生徒のストレスを減らし、児童・生徒が他人を攻撃したり、攻撃に同調・加担したりすることのない、潤いに満ちた学級や学校をつくりだしていく、それが、教職員主導で行うことのできる“居場所づくり”です。
- 児童・生徒が授業中に嘲笑されたり、行事の際にからかわれたりする、といったことが放置されていないでしょうか。授業についていけなかったり、行事に参加しないで別なことをしていたりすることはないでしょうか。授業や行事の中で、どの児童・生徒も落ち着いていられる場所をつくりだすことで、深刻ないじめが発生するリスクを抑えます。

■「絆づくり」とは

- その一方で、児童・生徒は単に保護されるだけの受け身的な存在ではなく、自らも良くなりたい、頑張りたいと願う主体的な存在です。多くの児童・生徒が、自分のことや自分が頑張ったことを他人から認めてもらいたいという思いを持っていますし、認められた体験のある児童・生徒ほど、他の児童・生徒のことを認めたり、受け入れたりできるようです。
- そのためには、全ての児童・生徒に充実した集団体験を提供することが重要です。児童・生徒が共同的な活動に主体的に取り組む中で、他者から認められ、他者の役に立っているという

「自己有用感」を実感し、それをベースに、互いを認め合う中から生まれる“絆”という感覚。そうした感覚によってつながった人間関係を児童・生徒自らが更に紡いでいく“絆づくり”。授業や行事の場面がそうした“絆づくり”の場となるようにすることが大切です。

■授業づくり・学級づくりを見直そう！

- 学校や学級が、“居場所”となり、“絆づくりの場”となるために、教職員は、日頃から自らの授業や学級の在り方を見直し、何を大切にしていけるのかを考え、同僚と大いに議論しましょう。
- 児童・生徒が安心・安全に学校生活を送ることができる、そのために何よりも求められるのは、まずは授業改善です。「分かる授業」を進めることや、間違っただけを言っても笑われたり叱られたりしないという雰囲気を作ることが基本です。
このように、一人ひとりの考え方を大切にしたい授業づくりは、今、求められている資質・能力の育成にもつながります。
- また、授業中に正しい姿勢を保つことに慣れさせたり、授業の開始時間に遅れない、忘れ物をしないことなどを習慣付けたりすることも大切です。そうでないと、「分かる授業」を行っていても集中力が途切れたり、授業に参加できずに「分からなくなる」ことや、周りに迷惑をかけることもあり得ます。今、そして将来に、子供が困らないように育てるためには、授業や行事を通して基本的な生活習慣や行動規範を獲得することも大切です。
- さらには、授業や行事等の中で、児童・生徒自らが主体的に物事に取り組み、その中で互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできるためには、全ての児童・生徒が活躍できるような場面を意識的に作っていく必要があります。この場や機会の設定をしていくのは、学校や教職員にしかできません。

【参考】 児童・生徒が積極的に関わるいじめ防止の取組み事例集

児童・生徒が積極的に関わる いじめ防止の取組み 事例集

本県では、東日本大震災に係る児童・生徒のいじめ問題を受け、学校、家庭、地域におけるいじめ防止の取組みを一層進めることを目的として、平成29年2月、県教育委員会及び33市町村教育委員会の教育長が「いじめ防止対策を推進するための申し合わせ事項」を取りまとめました。

いじめ防止対策を推進するための申し合わせ事項

県・市町村の教育委員会、各学校では、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの未然防止や、早期の発見、適切な対応に努めてきたところです。

今回、本県で発生した、東日本大震災で被災した児童・生徒に対するいじめ問題を踏まえ、県・市町村の教育長は、各教育委員会及び学校におけるいじめ防止対策を一層推進するために、次の事項を申し合わせます。

- 1 教育委員会職員及び学校教職員一人ひとりが、いじめ防止対策推進法及びいじめ防止基本方針に基づき適切な対応を改めて徹底する取組みを進めます。
- 2 いじめ防止について、児童・生徒が積極的に関わる取組みを進めます。
- 3 保護者や地域住民に、いじめの定義を周知するなど、いじめ防止への理解を促進する取組みを進めます。
- 4 被災児童・生徒について、見守りや実態把握に努めるとともに、心のケアなど必要な支援に取り組みます。
- 5 東日本大震災や福島第一原子力発電所事故による被災等について、児童・生徒が理解を深め、考えることができるよう取組みます。

平成29年2月9日
 神奈川県教育委員会教育長
 神奈川県各市町村教育委員会教育長

この「2 いじめ防止について、児童・生徒が積極的に関わる取組みを進めます。」を踏まえ、県教育委員会が情報収集したところ、平成29年度、県内33市町村の全ての小・中学校において、「児童・生徒が積極的に関わるいじめ防止の取組み」が実施されるとの報告がありました。

そこで、県教育委員会では、各学校の主な取組みを事例集として取りまとめました。児童・生徒がいじめの問題を自分たちの問題として捉え、考え、話し合い、いじめ防止に向けて行動を起こすことができるよう、各学校における今後の取組みの参考としてください。

平成29年12月
 神奈川県教育委員会
 子ども教育支援課


本県では、東日本大震災に係る児童・生徒のいじめ問題を受け、学校、家庭、地域におけるいじめ防止の取組みを一層進めることを目的として、平成29年2月、県教育委員会及び33市町村教育委員会の教育長が「いじめ防止対策を推進するための申し合わせ事項」を取りまとめました。

この「2 いじめ防止について、児童・生徒が積極的に関わる取組みを進めます。」を踏まえ、県教育委員会が情報収集したところ、平成29年度、県内33市町村の全ての小・中学校において、「児童・生徒が積極的に関わるいじめ防止の取組み」が実施されるとの報告がありました。

そこで、県教育委員会では、各学校の主な取組みを事例集として取りまとめました。

児童・生徒がいじめの問題を自分たちの問題として捉え、考え、話し合い、いじめ防止に向けて行動を起こすことができるよう、各学校における今後の取組みの参考としてください。

【参考】 保護者・地域向けいじめ防止啓発リーフレット



保護者・地域の皆様へ

東日本大震災に係る児童・生徒のいじめ問題を受け、学校、家庭、地域におけるいじめ防止の取組みを一層進めることを目的として、平成29年2月、県教育委員会及び県内33市町村教育委員会の教育長が「いじめ防止対策を推進するための申し合わせ事項」を取りまとめました。

県教育委員会では、これを踏まえ、保護者や地域の皆様に、いじめ防止への理解をより深めていただくよう、このリーフレットを改訂しました。

学校、家庭、地域の協働で、子どもたちを守り、育てましょう

すべてのいじめを見逃さない、見過ごさない

いじめは、
受けた子どもの人権を著しく侵害し、尊厳を損なう、絶対に許されない行為です
どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものです
誰も、いじめる側、いじめられる側になりうるものです
大人の気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくいものです
その行為や様態により、犯罪行為に当たることもあります

神奈川いじめ防止基本方針（平成26年4月より）

いじめ防止対策を推進するための申し合わせ事項

県・市町村の教育委員会、各学校では、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの未然防止や、早期の発見、適切な対応に努めてきたところです。

今回、本県で発生した、東日本大震災で被災した児童・生徒に対するいじめ問題を踏まえ、県・市町村の教育長は、各教育委員会及び学校におけるいじめ防止対策を一層推進するために、次の事項を申し合わせます。

- 1 教育委員会職員及び学校教職員一人ひとりが、いじめ防止対策推進法及びいじめ防止基本方針に基づく適切な対応を改めて徹底する取組みを進めます。
- 2 いじめ防止について、児童・生徒が積極的に関わる取組みを進めます。
- 3 保護者や地域住民に、いじめの定義を周知するなど、いじめ防止への理解を促進する取組みを進めます。
- 4 被災児童・生徒について、見守りや実態把握に努めるとともに、心のケアなど必要な支援に取り組みます。
- 5 東日本大震災や福島第一原子力発電所事故による被災等について、児童・生徒が理解を深め、考えることができるよう取組みます。

平成29年2月9日
 神奈川県教育委員会教育長
 神奈川県各市町村教育委員会教育長

保護者・地域の皆様へ いじめに関するQ&A

Q1 今の「いじめ」の定義や、捉え方を教えてください。

○ いじめの定義は、いじめ防止対策推進法第2条で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」とされています。

○ 個々の行為や言葉等が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つことが必要です。神奈川県では、法の定義や国の基本方針に基づいて、学校の内外を問わず、児童・生徒本人がいじめと感じたものはすべて、いじめとして捉えます。

○ そのため、例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童・生徒に心身の苦痛を感じさせてしまうといった場合でも、いじめ防止対策推進法が定義するいじめと捉える必要があります。

Q2 いじめの件数が多い学校は、心配な学校ということですか。

○ 一概にそうとは言えません。その学校の教職員が、一見小さなことでも見逃さず、見過ごさずにいじめと認知して、対応や指導を行うことができた結果と捉えることができるからです。

○ いじめの件数は、平成18年度から「発件数」ではなく「認知件数」と表現することとなりました。その理由は、そもそもいじめという行為は大人の目には見えにくく、教職員が認知できた件数は、あくまで発生した件数の一部に過ぎないという考え方によるものです。

Q3 家庭や地域では、どのように学校と協力して取り組めるでしょうか。

○ 学校では、それぞれ「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見・対応・解決に向けた組織的・計画的な取組みを実施しています。PTAや地域などにも、日頃から、いじめ防止についての学校の考えを聴く、話し合うなどの場を設けていただくようお願いいたします。

○ 保護者や地域の皆様が参観される運動会や文化祭など、学校の教育活動には、子どもたちが互いの持ち味を活かしながら協力して創り上げるという、いじめの未然防止につながる大切な要素が多く含まれています。子どもたちの頑張りを褒め、励ましの声をかけていただくようお願いいたします。

○ 学校の教育活動には、保護者や地域の皆様の手助けを必要とするものが多くあります。また、地域の行事に子どもと役割を設けるなど、子どもたちが多くの人と触れ合えるようお願いします。

いじめ問題は、社会全体で考え取り組むべき、大人全員の課題です

東日本大震災に係るいじめ問題を受け、文部科学省から次のようなメッセージが与えられています。

「子供たちは、親や地域の大人の言動を見ています。被災児童生徒へのいじめの背景の一つには、避難されている方々への誤解や、被災地の状況や放射線に関する理解不足からくる、大人の配慮に欠ける言動があるとも考えられます。まずは大人である私達が、被災された方々、故郷を離れて生活されている方々の思いを理解するとともに、科学的に思考し情報を正しく理解することが必要です。」

平成25年3月発行 ◆ 問合せ先 ◆
 平成29年5月改訂 神奈川県教育委員会 教育局 支援部 子ども教育支援課
 電話 045 (210) 8292

いじめを起こさない！ (未然防止)

居場所や活躍の場がある学校、家庭、地域に！

学校では

- いじめが起きにくい学校に**
 - ◎皆に居場所がある…心から落ち着ける場
 - ◎子ども同士の絆が強い…一人ひとりに活躍の場
 - ◎いのちを大切にす心や他者を思いやる気持ち
 - ◎多様な考え方や感じ方を認め合える雰囲気
 - ◎子どもたちが主体的に考え取り組む機会
- いじめが疑われたら**
 - ◎複数の教職員による情報共有
 - ◎より注意深い観察
 - ◎気になる子どもへの声かけ
 - ◎関係しそうな子どもからの聞き取り など

アンケートや教育相談等による把握

家庭では

- 子どもと対話がとても大切**
 - ◎顔を見ながらの対話 気持ちを言葉で表現
「今日学校どうだった？」「それは、うれしいね、楽しかったね、どきどきするね、ちょっと悲しいね、寂しかったね、腹が立つね…」
「心配なことがあったら何でも言ってね。」
 - ◎いじめ問題についても話題にしましょう
- 子どもを認めていますか？**
 - ◎いのちを大切にす心や他者を思いやる気持ちを育てるには、まずは認めることから
 - ◎子どもなりの意欲やがんばりを大切に

あなたがいて助かる、いじめと困るありがとう
 がんばっていること知っているよ

地域の行事に子どもも参加しましょう
 参加した子どもと触れ合ひましょう

地域では

- 子どもへの声かけは大きな力**
 - ◎皆様の一声は、子どもにとって自分の居場所を感じることにできる、大きな力となっています。
 - ①おはよう、おはよう。
 - ②○○さん、おはよう。（名前を入れる）
 - ③○○さん、おはよう。今日も元気だね。（あいさつ + ひとこと）
- 子どもの見守りを!**
 - ◎登下校や放課後の子どもたちの様子を見守ってください
 - 「みんなのカバンを持っているけど…」
 - 「仲間はずれにされているようだ…」
 - 「一人の子にひどい言葉を浴びている…」

心配な場面を見つけたら学校、家庭に連絡を!

いじめを見逃さない！ (早期発見)

子どものささいな変化に気づく心を！

「心配している」メッセージを伝える

「元気がないね」
 「何か心配なことがあるの？」
 「気がかりなことでもあるの？」

× 子どもが話さずらくなってしまいます
 「いじめを受けているの!？」と問い詰める
 「あなたにも悪いところがあるからだ」
 「何でそう思うの。勘違いじゃない? 気にしすぎだ!」

感情を受け止め、こぼして伝える

「よく話してくれたね」
 「それはよかったね」「悔しいね」

「あなたを守る」「あなたの味方だよ」

いじめを解決する！ (早期対応・早期解決)

解決と成長に向けたチーム対応を！

いじめが起きてしまったら

- ◎適切かつ迅速な対応、チームでの組織的な対応
- ◎教育委員会など関係機関と連携した対応
- ◎いじめた側、受けた側、双方の保護者との連携・協働

いじめを受けた…

- ◎子どもの安全と安心を確保することを最優先する
- ◎子どもの気持ちに寄り添いながら、解決に向け、保護者と学校とが力を合わせる

解決の後も、継続して見守っていくことが大切です

まさかうちの子がいじめを…

- ◎「うちの子に限って」と決め付けず、事実を聴き取る
- ◎「なぜしてしまったのか」子どもの気持ちは受け止めるも、その行為をはっきり否定する
→「△△したことに腹が立ったのだね、でも、あなたがした行為は、間違っています。」
- ◎「どうすればいいか、どうしていくか」を共に考える
→「○○さんは傷ついている。どう接していけばいいと思う?」
→「あなたには、こんないいところがあるのだから、これから△△をがんばってこうよ。」

「いじめという行為は絶対に許されぬ!」ことを伝え、問題解決をとおして、大切なことを共に考えていくことで、成長につなげましょう

地域で守る!

- ◎「どうしたの」「大丈夫?」この一言が子どもを救うことがあります。
- ◎学校・家庭への連絡が、早期の解決につながります。

【例】「3時半ごろ○○公園で、青いジャージを着た男子が、3人の友人らしき子どもから蹴られ、かなり嫌そうな顔をしていました。心配です。」

重点課題Ⅱ 暴力行為対策

1 暴力行為の捉え

■暴力行為の定義は？

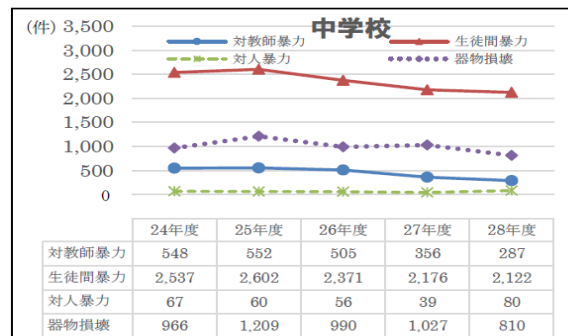
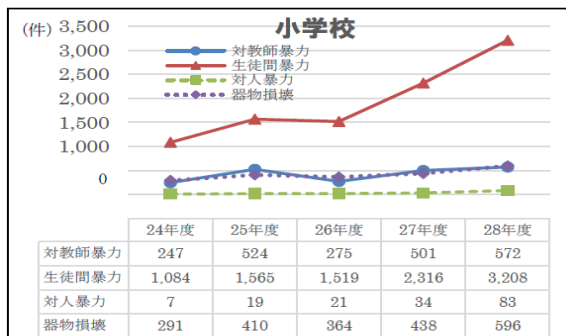
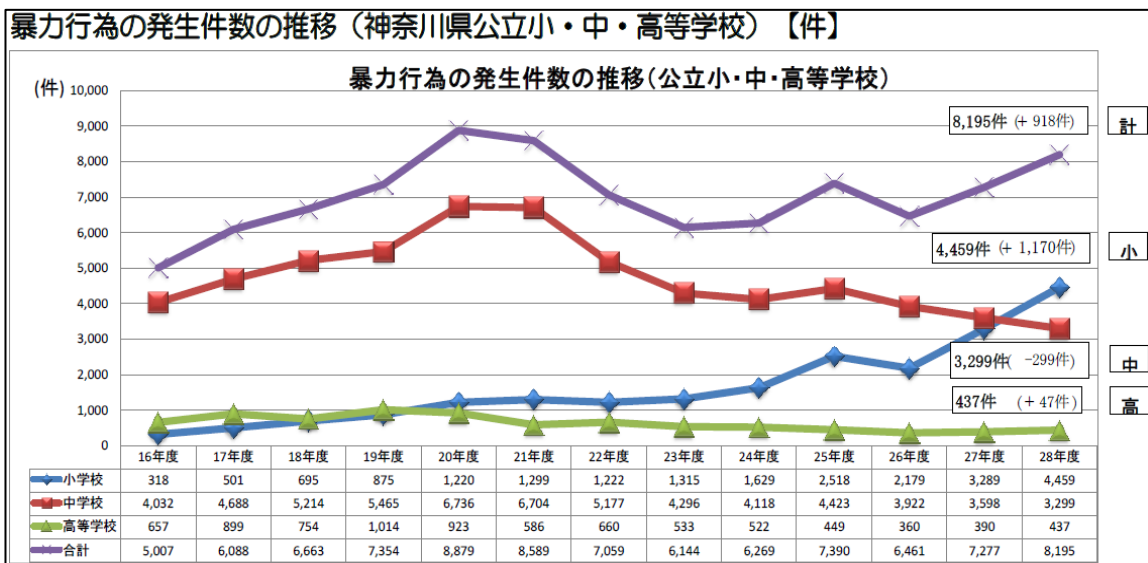
- 文部科学省の定義では、暴力行為とは、「自校の児童・生徒が故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、暴力の対象により次の四つの形態に分けられています。
 - ・「対教師暴力」（教師に限らず用務員等の学校職員も含む）
 - ・「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る）
 - ・「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く）
 - ・「器物損壊」（学校の施設・設備等）

■いかなる暴力行為も許されません。

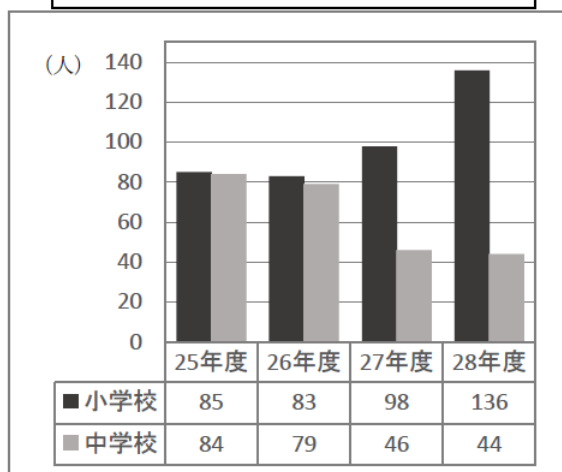
- 「暴力行為は、いかなる理由からも認められないし、絶対に許されない行為」との認識を全教職員が共有し、指導に当たっては、問題を起こした児童・生徒との対話を心がけ、毅然とした指導を行うとともに、一人ひとりの教育的ニーズをきめ細かく把握した上で必要な支援を行いましょう。
- 学校における「秩序の破壊」や、他の児童・生徒の学習を妨げる暴力行為に対しては、教職員の毅然とした対応や解決に向けた粘り強い姿勢が必要であり、場合によっては「出席停止」などの措置が必要となることもあります。

【参考】本県の暴力行為の発生状況

平成 28 年度神奈川県児童・生徒の問題行動等調査



暴力行為を5回以上繰り返し起こした児童・生徒数(公立小・中学校)



平成28年度神奈川県児童・生徒の問題行動等調査

- 暴力行為を繰り返す児童・生徒に対しては、意欲の向上や自己肯定感の醸成等につながるよう、
 - ・自分の行為に対してしっかりと向き合う指導
 - ・友人関係を改善するための指導
 を基本とし、
 - ・意欲をもって活動できる場の用意
 - ・個別の学習支援
 - ・当該児童・生徒が抱える課題に応じた関係機関との連携
 等の様々な取組みにより、指導をねばり強く続けることが大切です。

2 暴力行為の初期対応

- 基本的には「いじめの初期対応」(P. 15~20)と同様に、チームで迅速に対応します。
- 特に、被害・加害双方の保護者に対して迅速に連絡し、対応について相談しましょう。

3 暴力行為の未然防止

■暴力行為に至らない人間関係づくりに向けて大切なことは？

▶自分の人権とともに他の人の人権も尊重する心を育むことが大切です。

一人ひとりがかげがえのない存在であり、それぞれが基本的な人権をもっていることを理解し、自分の人権とともに他の人の人権も尊重する心を育むことが大切です。

▶温かい人間関係の中で豊かな心を育むことが大切です。

家庭での会話、教職員と児童・生徒との関係、児童・生徒同士の関わり、地域とのふれあいなど、子どもが温かい人間関係の中で、他の人から認められ、また他の人の思いや考えを認め、温かく関わり合う経験を積み重ねることが、豊かな心を育むことにつながります。

▶毅然とした対応の中にも児童・生徒の心に寄り添う教育的指導が大切です。

暴力行為は犯罪です。そのことを児童・生徒にしっかりと伝えることが必要です。その指導を行うためには、行為に至った児童・生徒の背景を理解し、心に寄り添った関わりを持つことが基盤となります。

▶組織的な指導・支援が大切です。

暴力行為を繰り返す児童・生徒に対しては、1人の教職員で指導するのではなく、早い段階からスクールカウンセラー等も含めた学校全体でチームとして対応し、警察・児童相談所等の関係機関とも積極的に連携して、指導・支援を継続的に行うことが大切です。

【参考】アンガーマネジメント

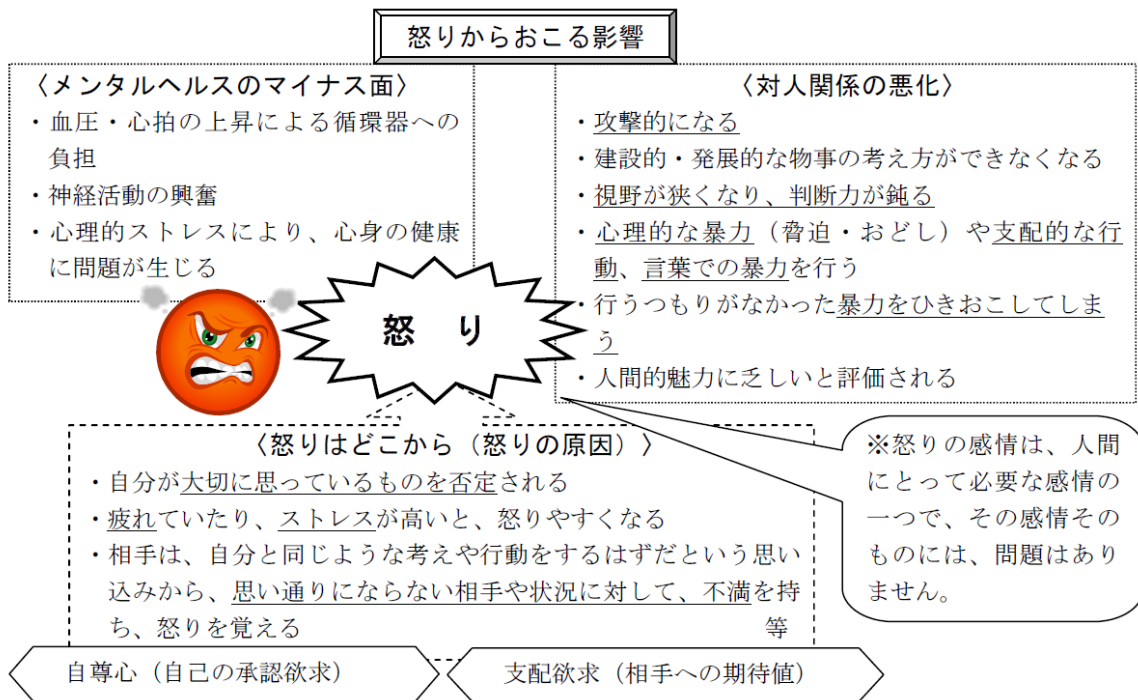
「体罰防止ガイドライン」神奈川県教委（H25）より

カッとなる感情、怒りの感情をコントロールするひとつの方法として、「アンガーマネジメント」があります。児童・生徒と一緒に「自分なりの怒りのコントロールの方法」を考えましょう。「怒り」とは？

- ・ 怒りの感情は、人間にとって必要な感情の一つで、その感情そのものには問題はありません。
- ・ 怒りの感情をださないで我慢すると、怒りの感情が強化されることもあります。また、出し方によっては、自分で怒りを煽り立て相手への敵意がますます強くしてしまうこともあります。

「怒り」発生の段階

- ・ ①出来事に遭遇②出来事に意味づけ③怒りが発生の3ステップになります。一瞬で怒りが発生するわけではなく、3ステップの中で対処が可能であると考えてください。




怒り（イライラ）のコントロールするために《日頃から》

- ・ 自分の中の怒りがどこから来るのか考えてみましょう。
- ・ なぜ自分がそこまで怒ってしまうのか、自分への理解を深めましょう。
- ・ 自分と相手の立場の違いを認め、相手の考え方を理解する努力をしましょう。
- ・ 怒りが発生してしまうときの状況をシミュレーションしておきましょう。
- ・ 日々の体調を管理するようにしましょう。

怒り（イライラ）のコントロール方法《カッとなったときに》

- 「大丈夫」「成長するチャンス」「感情のコントロールができています」等魔法の呪文を用意しましょう。
- 呼吸を大きくゆっくりしてみましょう。深呼吸しましょう。
- 6秒ルール…頭の中で6秒カウントしてみましょう。
- 生徒との距離をとりましょう。状況によって、その場を離れましょう。
- 怒りの感情をふるい落とすように大きく身体を動かしてみましょう。



重点課題Ⅲ 不登校対策

- 平成 29 年 2 月に施行された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」や、その基本指針を受け、学習指導要領解説において、不登校に関する次のような考え方が示されました。これらを踏まえ、**学校における不登校対策を確認しましょう。**

不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童(生徒)にも起こり得ることとして捉える必要がある。また、不登校とは、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を「問題行動」と判断してはならない。加えて、不登校児童(生徒)が悪いという根強い偏見を払拭し、学校・家庭・社会が不登校児童(生徒)に寄り添い共感的理解と受容の姿勢をもつことが、児童(生徒)の自己肯定感を高めるためにも重要である。

また、不登校児童(生徒)については、個々の状況に応じた必要な支援を行うことが必要であり、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童(生徒)や保護者の意思を十分に尊重しつつ、児童(生徒)が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。

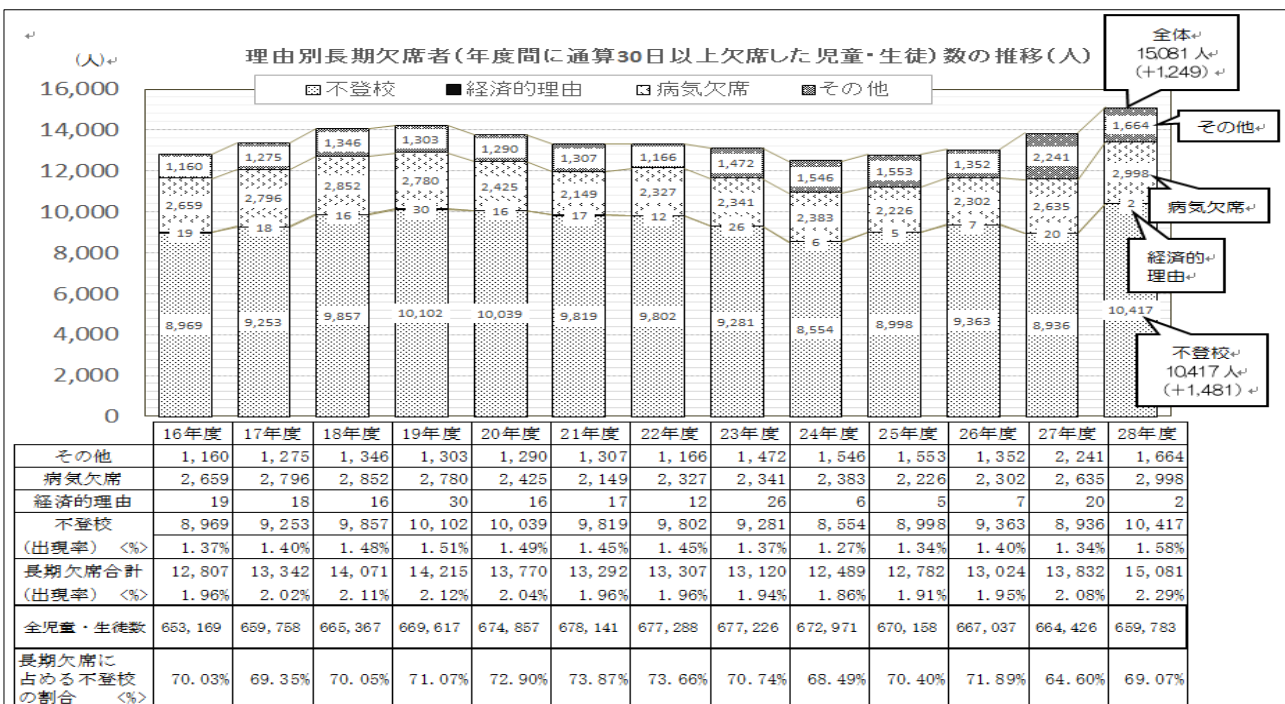
小(中) 学校学習指導要領解説 第 1 章総則より

1 不登校の定義と現状

- 児童・生徒が学校を 1 年間に 30 日以上欠席することを「長期欠席」といいます。そのうち、「不登校」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること(ただし、「病気」や「経済的な理由」による者を除く)」をいいます。
- 本県の公立小・中学校における不登校児童・生徒数は、この 5 年間で約 1.2 倍と、増加の傾向にあります。

【参考】本県(公立小・中学校)の長期欠席者数の推移

平成 28 年度神奈川県児童・生徒の問題行動等調査

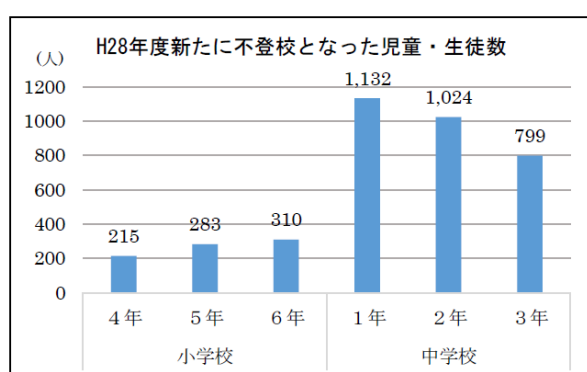


2 不登校対策の基本

■学校における不登校対策の基本は？

- まず、教職員一人ひとりが「不登校はどの児童・生徒にも起こりうる」ということを改めて認識しましょう。
- その上で、不登校の「未然防止」から、「早期発見・初期対応」、「不登校となった児童・生徒への継続的な支援」という各段階に応じて、その時々の児童・生徒一人ひとりの「教育的ニーズ」に寄り添って対応しましょう。
- そして、その際には、教職員が一人で抱え込まないで、チームとして組織的に取り組みましょう。

■不登校の未然防止は？



新たな不登校を生まないために、学校生活のあらゆる場面で、児童・生徒一人ひとりに活躍の場や役割を用意したり、「分かる授業」を工夫したりするなど、全ての児童・生徒が存在感を得られる「居場所づくり」や、豊かな人間関係づくりを後押しする「絆づくり」を図るなど、全教職員の共通認識のもと「魅力ある学校づくり」に取り組みましょう。

【参考】授業に関する不登校未然防止のポイント

- ▶ 子どものがんばる力を育てるために、あらゆる教育場面で、「わかりたい」「できるようになりたい」という気持ちを育てる期待体験とともに、「わかった」「できた」という成功体験を与えるために、子どもが成功したときはともに喜び。
- ▶ 過去の子どもの姿や行動と比較し、その成長を具体的に指摘し、評価する。
- ▶ 子どもの我慢する力を育てるために、我慢している姿を当然と思わずに、評価、賞賛する。
- ▶ 教育活動のあらゆる場面で、子どもの発言、語る意欲を引き出す。
- ▶ 教育活動のあらゆる場面で、子どもたちが相互にかかわる場面を設ける。
- ▶ 子どもの発言を尊重し、無視や否定をせず、早計に評価しない。
- ▶ 子どもが他者の発言を尊重しないことや、人権侵害の兆候のある場合は、絶対に容認しない。

神奈川県教委「神奈川県不登校対策検討委員会報告書・最終版」（H23）より

■早期発見・初期対応は？

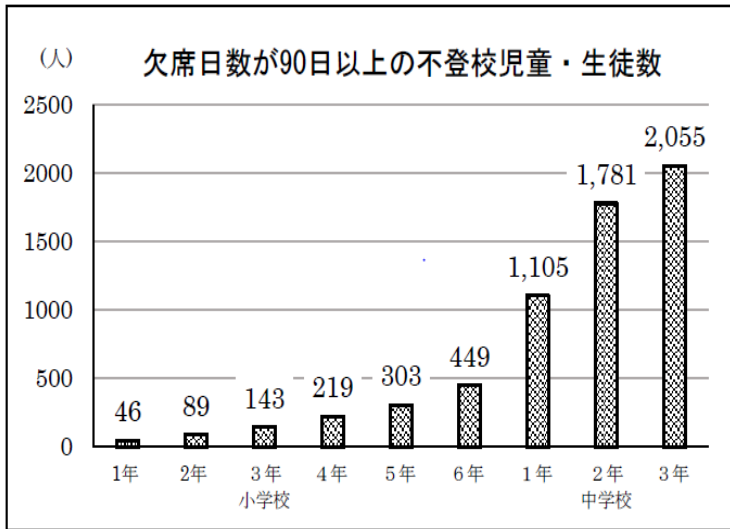
- 欠席した児童・生徒に対し、「1日目電話！2日目手紙！3日目家庭訪問！」を合言葉に、躊躇することなく積極的に関わっていきましょう。
- そして「月3日程度欠席する児童・生徒」の状況を担任だけで抱え込まず、教育相談コーディネーターをはじめ、学校全体で把握し、当該児童・生徒につながるのある学年職員や養護教諭、クラブ・部活動の顧問等を中心に「チーム学校」の体制で、丁寧な対応に努めましょう。
- また、休みがちな児童・生徒が登校してきた際には、多くの教職員で声を掛けるなど、温かい雰囲気で迎え入れられるよう配慮し、保健室、相談室や学校図書館等も活用しながら、安心して学校生活を送ることができるよう児童・生徒の個別の状況に応じた支援を行いましょ。

【参考】欠席理由の捉えと早期対応

休みがちな児童・生徒に対して、安易に「病気による欠席」と考え、本人への支援を医療に委ねるのではなく、「学校の中で何かあったのではないか」「不登校の心配があるのではないか」「学校に不応を起しているのではないか」と考え、「学校教育により支援する」という意識は大切です。

■継続的な支援は？

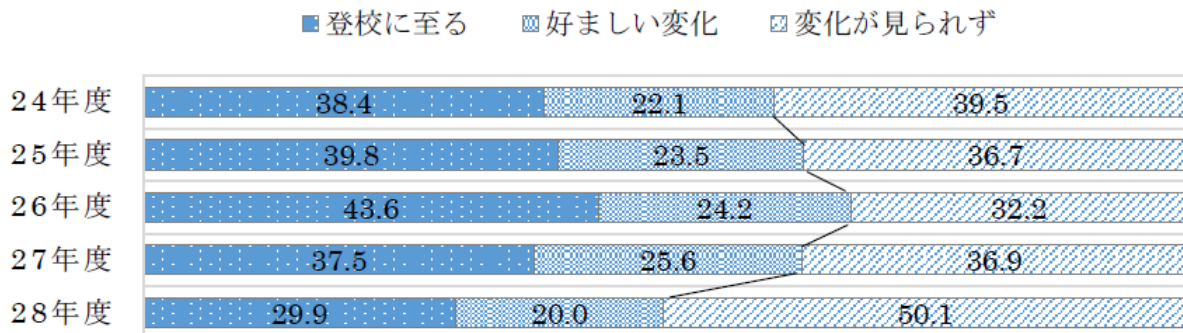
○ 不登校が長期化する場合は、児童・生徒が抱えている課題に寄り添い、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携して組織的・計画的な支援を行きましょう。



○ そして、登校という一つの結果のみを目標にするのではなく、長期的な視点に立って関わることで、児童・生徒が将来の社会的自立に向けて、自分の進路を主体的に考えることができるようになることが大切です。

○ そこで、保護者も含めて孤立化させないための支援体制づくりとして、学校外の支援施設、例えば教育支援センターや児童相談所、民間のフリースクール等との連携・情報共有を積極的に行うなど、当該児童・生徒や保護者の気持ちに寄り添った支援を継続していきましょう。

***不登校児童・生徒の改善率【%】**



*不登校の改善率：不登校の児童・生徒のうち「指導の結果登校できるようになった」と「登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった」をあわせた数値

注意！

いじめ重大事態への対応

児童生徒が欠席した理由としていじめの疑いがある場合、いじめ防止対策推進法に基づく重大事態としての対応が必要となることが考えられます。学校全体で情報を共有し、教育委員会とともに、迅速に対応しましょう。

平成 28 年度神奈川県児童・生徒の問題行動等調査

～すべての教職員へ～

3日連続の欠席への対応は登校支援の第1歩 初期対応の合い言葉「1日目電話！2日目手紙！3日目家庭訪問！」

こんな様子が見られたら・・・ チェックリスト

〔健康面〕

- 体調不良での遅刻、早退が多くなってきた。
- 理由は問わず、月3日以上欠席があった。
- それほどの体調不良でもないのに、保健室へ行く事が多くなった。
- 給食（昼食）の量が以前より著しく減少または増加した。

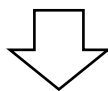
〔学習面〕

- 学習意欲が低下してきた。
- 特定の教科の授業がある日に欠席・欠課が繰り返される。

〔人間関係〕

- 友達と離れ、一人でいることが多くなってきた。
- 登校しても教室以外で過ごすことが多くなってきた。
- 友だちにからかわれたり、仲間はずれにされたりしている様子が見られる。

すぐに本人・保護者に様子を聞いてみましょう



「〇〇な様子が見られたのですが、家庭ではどうですか？」
・・・用件は簡潔に

Point 1 電話連絡

- * 家庭の事情を考慮し、望ましい時間帯に連絡しましょう。
(教員にとって常識的な時間が良いとは限りません)
- * 保護者の顔をイメージしながら、保護者の訴えに耳を傾けましょう。
- * 保護者を不安にさせないように、学校でできることをいくつか伝えましょう。
(例えば、朝、迎えに行きましようか？等)
- * 保護者や子どもの負担にならない範囲で連絡しましょう。
- * 子どもが電話に出られない時は、保護者をとおして担任のメッセージを伝えましょう。

教職員に望まれる、不登校の子どもへの理解の姿勢

不登校は問題行動ではありません。子どもの気持ちに寄り添った対応をしましょう！

- * 不登校は「甘え」や「怠け」でもまた、「弱いから」でもありません。
- * 「本当は楽しく学校に行きたい。でも行けないから困っている。」という気持ちを支えましょう。
- * 「不登校の〇〇さん」ではありません。「〇〇さん本人」と会い、内面の辛さや苦しさを理解しましょう。

Point 2 担任として心がけたいこと

- * 自分の心身の負担感を保護者に言わない。
- * 自分だけで解決しようとせず、周囲の援助を拒まない。
- * 一つの方法論や偏った考え方に固執しない。
- * 自分の能力や資質を否定しない。

【参考】教職員のかかわり ～10 の早期対応～

＜積極的にかかわり＞

欠席がみられたら、積極的に働きかけましょう。

- ・ 欠席を子どもからのメッセージと考えましょう。
- ・ 様子を見るだけで何もしないのではなく、まず働きかけをして、その反応を確認しましょう。

本人と会い、話をしましょう。

- ・ 3日連続の欠席は、保護者から欠席理由等の連絡があっても、本人の顔を見に行きましょう。

保護者と連絡を取り合しましょう。

- ・ 「迅速！丁寧！親切！誠意！」を合い言葉に保護者と連携を図りましょう。
- ・ 保護者の言葉に耳を傾け（繰り返し）、ねぎらいの姿勢で対応しましょう。
- ・ 配付プリントは時期を逃さぬよう渡しましょう。進路に関する情報は負担を与えすぎないように配慮しつつ、確実に伝えるよう留意しましょう。
- ・ 「学校でできること」「(担任として)自分にできること」を伝えましょう。

チームで対応しましょう。

- ・ 初期対応は一人で背負わず相談しましょう。「自分が困っていること」を自己開示し、まず相談することがチーム支援の第一歩です。自分から相談できる教職員は、子供から見ると「相談しやすい人」といえます。

＜受容・配慮的にかかわり＞

本人の好きなこと、得意なことから対話するようにしましょう。

- ・ 「自分はダメだ」と思いがちの子に「あなたはあなたのままでいい」「あなたにはこんなに素晴らしいところがある」とメッセージを送り、自己肯定感を高めましょう。
- ・ 成功体験をともに喜びましょう。他者との比較ではなく、過去のその子と比較してできるようになったことを認めましょう。

本人が安心していられる場所をつくりましょう。

- ・ 教室にいるのが難しければ、別室登校を「その子にかかわれるチャンスが多い」と考え、相談室など学校内の別室を「心の居場所」に提供しましょう。
- ・ 本人が安心して「何かやってみよう」と思える場所であることが大切。また、「やってみたら何とかなった」という体験をとおして成長を促しましょう。

登校時にはあたたかい声をかけましょう。

- ・ 休み明けには「心配していたよ」「会えてうれしいな」など声をかけましょう。
- ・ 一人ひとりに応じた、違うあいさつ、声かけを心がけましょう。

不安や緊張や怒りや嫌悪などの不快な感情を、言葉で表現できるように促しましょう。

- ・ 不快な感情を抱くことを否定せず、自由に言葉で表現させましょう。不快な感情は言葉で人に伝え、それを受け止め、寄り添ってくれる人がいることで消えていきます。「先生の前ならつらかったこと、嫌なことも口にできる」という関係が、「学校への不快感」を和らげます。
- ・ 感情を表現しているときの子どもの表情や態度に気を配り、特に感情をコントロールできない状態から落ち着いた瞬間に声をかけ、その時の感情を意識させましょう。

- ・ 感情は受け止めても、不快な感情を誤った手段で表現した行為・行動を許容してはいけません。
- ・ 言葉にして話せない児童・生徒子には、文字に書くことを促してみましょう。

[言葉かけの参考例]

感情の言語化…「気になることがあるのかな」「なんだか心配そうな顔をしているね」「嫌なのかな」「なんだか辛いんだ」「寂しいね」「悲しいね」「悔しいな」「腹立たしいね」「つまらなそうだね」「怖い感じがするのかな」「いらいらしているみたいだけど」など
 背後にある願いを言語化…「〇〇してほしかったんだ」「〇〇してほしくなかったんだ」「〇〇したいんだ」「〇〇したくないんだ」など

本人をめぐる仲間関係に配慮しましょう。

- ・ 仲間関係のトラブルに気付くことのできるような関わりを日ごろから積み上げましょう。
- ・ 仲間関係のトラブルには、「自分にとっても相手にとってもプラスとなる解決策」を、本人と一緒に見付けようとする姿勢で関わるのが大切です。
- ・ 人間関係づくりが苦手な児童・生徒の周囲の子を育てることは、集団全体のコミュニケーション能力を上げることに繋がります。

チームをつくって関わり続けましょう。

- ・ チームを形式的に捉えず、気になる子どもの数だけ機動的なチームをつくりまします。
- ・ 担任を孤立させない、風通しの良い雰囲気職員室をつくりまします。
- ・ 卒業後の支援にもつながるよう、関係諸機関と連携まします。（福祉行政や民生委員等）

【参考事例】市町村教育委員会の『小中連携』『月別長欠調査』について

- ある市教育委員会では、「小・中連携の在り方」をテーマに不登校対策について研究を行ってきました。
 - ・ 各中学校区では、「定期的な小・中交流会」や「児童・生徒の交流活動」「出前授業」等のイベント的な小・中連携に加え、日常的に小・中学校お互いの教職員が「今日の放課後、ちょっと行ってきます」と相手校を訪れ、児童・生徒についての情報交換を交わす、そういう取組みを実践してきました。
 - ・ 児童・生徒にとっても、小・中学校の教職員が始終お互いの学校で顔を見るような仲の良い関係だと感じれば、安心感も違うだろうと考えての取組みです。
 - ・ 多い中学校区で年間45回もの小・中合同ケース会議が開かれ、少ないところでも20回程度のケース会議が開かれました。
- また、教育委員会が各学校に毎月求める「欠席調査」について、この市では次の取組みを実施しました。
 - ・ 毎月の報告の後、担当指導主事が各校に電話をかけ、窓口の教職員から報告があった児童・生徒一人ひとりの状況について聞き取り、具体的に指導助言を行うという取組みです。
 - ・ 報告の必要により、休み始めの児童・生徒の様子を皆が知ろうとし、関わろうという学校の意識が大きく高まってきました。
- こうした教育委員会や学校の丁寧で地道な取組みが成果につながっています。